

第6章 屋外広告物

1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示等に関する考え方

屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与えます。商品の広告や情報の伝達を目的として設置されており、無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観づくりの阻害要因となることが多く、周辺との調和や地域の特性に応じた景観への配慮が求められます。

北区においても、まちの顔となる駅周辺の品格を保つこと、公園や河川などの骨格となる景観資源との調和を図ることを目的として、区全域を対象として、表示や掲出方法について誘導を行います。

(2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針は、次表のとおりとします。

- 屋外広告物は、地域特性を踏まえた良好な景観づくりに寄与するような表示・掲出と
するため、規模、位置、色彩等のデザインに配慮します。
- 景観形成重点地区や大規模な公園・緑地等の周辺では、みどりや地形など地域の景
観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮します。
- 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告は、景観に対する影響が広範
囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。
- 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外
広告物の表示に関する地域ルール※を定めるなど、風格のある沿道の景観づくりを進
めます。
- 都選定歴史的建造物など、歴史的な景観資源の周辺では、屋外広告物を表示・掲
載する際、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまちなみなどに配慮します。
- 地域特性を踏まえた、統一感のある広告は、まちなみの個性や魅力を高め、観光
振興にも効果があることから、広告物の地域ルール※を活用した景観づくりを積極的
に進めます。
- 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、地域の特性に応じて、周
辺環境との調和と地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまち
づくりを進めます。

※ 東京都屋外広告物条例*に基づく制度の通称で、地域の景観特性に応じた広告物に関するルールを、条例の許可基準に反映させることができる制度のこと。

2. 屋外広告物の事前相談

(1) 屋外広告物の事前相談に関する考え方

北区では、良好な景観の形成などを目的とした東京都屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出の許可を行っています。

これに加え、屋外広告物の事前相談制度を設け、屋外広告物の表示等に関する基本方針を満たすように配慮を促すことで、北区の地域特性を踏まえた景観づくりに資する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。

(2) 一般地区・景観形成方針地区

北区の全域において表示・掲出する屋外広告物について、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、良好な景観づくりに資するものとなるように配慮を促します。

<事前相談の対象>

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもので、表示面積が10㎡を超えるもの

(3) 景観形成重点地区

①西が丘地区

閑静でゆとりのある住宅地である西が丘地区において、屋外広告物の無秩序な設置は良好な景観づくりの阻害要因となりかねません。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえつつ、西が丘地区の特性に応じた屋外広告物の基準に適合したものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促します。

<事前相談の対象>

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

(景観形成重点地区 西が丘地区における屋外広告物の基準)

○回転灯や点滅灯の使用を控えるなど、まちなみとの調和に配慮します。

②隅田川沿川地区

隅田川沿川地区は隅田川上空への広がりや連続性がある特徴的な景観を持っています。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、屋外広告物が隅田川やまちなみとの調和を図ったものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促します。

＜事前相談の対象＞

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

③旧古河庭園周辺地区

国の名勝で、東京都の文化財である旧古河庭園周辺地区では、歴史的・文化的な価値が高い旧古河庭園を保全・継承する必要があります。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、旧古河庭園周辺地区の地域の特性に応じた屋外広告物の基準に適合したものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促し、庭園の内部からの眺望を保全します。

＜事前相談の対象＞

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

(景観形成重点地区 旧古河庭園周辺地区における屋外広告物の基準)

区分	表示等の制限に関する事項																		
屋上設置の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																		
建物壁面の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。																		
広告物の色彩	○建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>【色相】</th> <th></th> <th>【彩度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>→</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>→</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y～10G</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td> <td>→</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1PB～10RP</td> <td>→</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	【色相】		【彩度】	0.1R～10R	→	5以下	0.1YR～5Y	→	6以下	5.1Y～10G	→	4以下	0.1BG～10B	→	3以下	0.1PB～10RP	→	4以下
【色相】		【彩度】																	
0.1R～10R	→	5以下																	
0.1YR～5Y	→	6以下																	
5.1Y～10G	→	4以下																	
0.1BG～10B	→	3以下																	
0.1PB～10RP	→	4以下																	
表示等の制限の例外	○建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める基準にかかわらず、表示できる。																		

第7章 景観的に重要な建造物、樹木、公共施設等

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条2項3号)

北区には、産業の発展を支えてきたレンガ造りの歴史的な建造物や、歴史を重ね樹容が特に美観上優れている樹木など、地域のランドマークとなるような建造物、樹木が存在しています。また、新たに良好な景観を形成し景観資源となる建造物がつくられ、樹木が育っていくこともあります

区内にあり、以下の項目に該当する景観的に重要な建造物（建築物と一体になって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）や樹木を、所有者や管理者の意見を踏まえて、景観法における「景観重要建造物*」や「景観重要樹木*」として指定することができます。景観重要建造物、景観重要樹木に指定された建造物や樹木は、個性ある景観づくりの核として、維持、保全及び継承を図ります。

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

- ・ 自然・歴史・文化等からみて、建造物・樹木の外観が景観上の特徴を有していること。
- ・ 良好な景観づくりに重要なものと認められること。
- ・ 道路その他公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ・ 北区内の建造物若しくは樹木の所有者又は所有者の同意を得た景観整備機構*が、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を提案し、北区により適当と認められた場合。

景観重要建造物・景観重要樹木に指定すると・・・

- ・ 良好な景観が損なわれないよう、所有者及び管理者に適切な管理を行う義務が課せられます。
- ・ 現状変更には、北区長の許可が必要になります。
- ・ 適切な管理に専門的な技術などが必要な場合には、所有者との管理協定を締結した上で北区や景観整備機構が管理を行うこととします。
- ・ 景観重要建造物の外観の特徴又は景観重要樹木の樹容の特徴や指定に関する事項を記載した台帳を作成し、情報開示します。
- ・ 指定の理由が消滅したときや、公益上の理由その他特別な理由があるときは、指定を解除します。

2. 公共施設等の景観づくりの方針

(1) 公共施設等の景観づくりに関する考え方

道路、河川、公園その他の公共施設や、学校、庁舎その他の公共建築物などは、「ふちどり」や「ほねぐみ」としての骨格となる景観、「まちすじ」や「かいわい」としての身近な景観をつくります。また、これらの公共施設等は、暮らしの基盤となるだけでなく、多くの人々が利用し、北区を印象付ける重要な景観要素です。そのため、北区が良好な景観づくりへ向けた配慮事項に基づき、国や東京都などとも連携を図りながら、積極的に良好な景観づくりに資する公共施設等の整備を図ります。

公共施設等の景観づくりへの配慮事項

道	路	<ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路の整備に伴う環境施設帯*では、周辺の景観や環境に配慮します。・ 街路樹や植樹帯などの緑化により、良好な景観形成に努めます。・ 無電柱化に努めます。・ 崖線からの眺望や景観資源に配慮し、みどりをめぐる道のネットワークを形成します。	
公	園	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特性にあわせたみどりの整備に努めます。・ 再整備や改修に際しては、既存樹木の保全に配慮します。・ 公園・緑地を補完する広場やポケットパークの整備を進めます。・ トイレやベンチ、照明などの施設については、公園との調和に配慮した形態・意匠・色彩となるよう配慮します。	
河	川	<ul style="list-style-type: none">・ 親水性に配慮した護岸整備など、水とみどりから一体的にうらおいが感じられる護岸となるように努めます。	
橋	梁	<ul style="list-style-type: none">・ 橋梁から河川やまちなみへの眺望が良好なものとなるよう配慮します。・ まちなみや周囲の景観の特性に配慮した形態・意匠・色彩とします。	
高	架	<ul style="list-style-type: none">・ 高架下の道路との境界部の緑化など、まちなみとの調和に努めます。	
(鉄道・道路)			
公	共	建築物	<ul style="list-style-type: none">・ 通りに面する外壁、垣塀柵などは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないように配慮します。・ 周囲の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。・ 周辺に建築物やみどりなどの景観資源がある場合は、形態・意匠・色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。
そ	の	他	<ul style="list-style-type: none">・ 案内標識などは利用者への見えやすさに配慮しながら、まちなみとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。

(2) 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素となっており、周辺の建築物等と一体となった良好な景観形成を進めることが重要です。

景観法では、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設*」と位置づけ、「整備に関する事項」と「占用等の許可の基準」を景観計画に定めることができるとされています。

北区は、良好な景観づくりに重要な公共施設を、公共施設の管理者との協議・同意のもと、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、施設の整備においても、公共施設の周辺のまちづくりと一体となった良好な景観づくりを図ります。

景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設の指定に際しては、以下の考え方にに基づき指定いたします。

- ・ 景観形成重点地区および景観形成方針地区にあり、景観重点要素として位置づけられている公共施設
- ・ 北区景観百選に選定されるなど、北区を代表する景観を形成し、特に周辺への景観形成に大きな影響を与えている公共施設
- ・ 特に、地域景観の骨格をなす主要な景観要素となっている公共施設
- ・ 北区の歴史や文化を継承・伝承し、歴史的なまちなみとの調和を形成している公共施設

<整備に関する事項とは>

例えば、道路や河川の街灯や舗装に関して、景観に配慮した整備となるように定めることができます。

<占用等の許可の基準とは>

例えば、都市公園内で公園管理者以外の者が設置する建築物・工作物等の形態・意匠や高さなどについて基準を定めることができます。

(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号口関係)

「景観重要公共施設の整備に関する事項」を次のとおり定めます。

①景観重要河川

隅田川
隅田川は、都市の中に貴重な水辺空間を提供するとともに、江戸の昔から多くの人々に親しまれてきた河川であり、歴史的な価値をもった北区をふちどる重要な景観要素となっています。 隅田川の整備にあたっては、「隅田川流域河川整備計画」に基づき、河川沿いの開発などにあわせて、親水護岸、テラス及びプロムナード*を連続させて親水性を高め、河川を軸とした開放感とともに、美しく、庶民性の中にも品格のある景観づくりを進めます。
荒川
荒川は、北区の歴史や産業に大きな影響を与えてきた河川で、自然豊かで広大な水面は都市の貴重な水辺空間として区民に親しまれており、北区をふちどる重要な景観要素です。 荒川の整備にあたっては、河川法等に基づく計画と整合を図り、良好な河川景観の保全に努め、荒川の魅力を活かした景観づくりを進めます。
石神井川
石神井川は、北区の東西を横切る河川で、川沿いには遊歩道や豊富な緑地が整備されており、特に桜並木は多くの人に親しまれ、北区をふちどる重要な景観要素となっています。 石神井川の整備にあたっては、「石神井川河川整備計画」に基づき、洪水に対して、より安全な河川の整備や、公園などとの一体的整備による親水化を図り、区民に親しまれる景観づくりを進めます。

②景観重要道路

西が丘一丁目桜並木通り
西が丘一丁目桜並木通りは、北区を代表する閑静な住宅地にあります。この地域は、昭和3年頃、内務省直轄の同潤会分譲住宅地として整備されましたが、桜並木は、当時、入居したみなさんがまちにうるおいが生まれるようにと植樹し、現在に至っています。桜並木の四季折々の表情は、まちなみ景観の重要な資源であり、桜の時期には、まち全体が桜で埋め尽くされたかのような華やかなまちなみとなります。 西が丘の桜並木の整備にあたっては、地区住民の皆様と北区が協働して、維持、充実に努め、うるおいのある景観づくりを進めます。

③景観重要公園

旧古河庭園
<p>国の名勝であり、東京都指定文化財である旧古河庭園は、外国の建築技術や日本の作庭技術が相まってつくりあげられた歴史的な価値があり、良好な眺望景観が得られる北区を代表する重要な景観要素です。</p> <p>旧古河庭園の整備にあたっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」に基づき、適切な維持・保全に努めるとともに、庭園の歴史を踏まえた景観づくりを進めます。</p>
飛鳥山公園
<p>飛鳥山公園は、桜の名所として有名な公園です。その歴史は、江戸時代、八代将軍徳川吉宗が江戸庶民に花見を楽しんでもらおうと桜の苗木を植えたことが始まりです。また、明治6年には、上野、芝、浅草、深川とともに日本で最初の都市公園に指定されました。</p> <p>桜以外にも、アジサイやツツジなどみどりあふれる園内には、都指定の旧跡「飛鳥山の碑」などその歴史をとどめるものや、総檜造りの薪能ができるような能舞台の形式の多目的ステージなどもあり、魅力的な景観をつくりあげています。</p> <p>飛鳥山公園の整備にあたっては、北区を代表する桜の適切な維持・保全に努めるとともに、やすらぎと歴史を感じる景観づくりを進めます。</p>
清水坂公園
<p>清水坂公園は、北区を南北に走る武蔵野台地の崖地を利用した立体的で変化に富んだ公園です。山間の溪流をイメージした水の流れや、アジサイ・桜・梅などの花々や木々など、崖地を活かした景観をつくり上げています。</p> <p>清水坂公園の整備にあたっては、崖地の高低差を活かした水の流れやみどりの適切な維持・保全に努めるとともに、うるおいのある景観づくりを進めます。</p>
名主の滝公園
<p>名主の滝公園は、滝を中心につくられた自然があふれる公園です。その歴史は、江戸時代後半、王子村の名主であった畑野家が、湧き水を利用して庭に開いたのが始まりです。江戸百景の庭園として整備されたのは、明治の中ごろで、昭和50年に区立公園になりました。</p> <p>公園内には、落差 8mの迫力ある男滝をはじめ、女滝、独鈷の滝、湧玉の滝の 4 つの滝があります。また、園内には、庭園の面影を残す樹木が生い茂り、四季折々の季節の変化が感じられるみどり豊かな景観をつくり上げています。</p> <p>名主の滝公園の整備にあたっては、庭園の滝や豊かなみどりの適切な維持・保全に努めるとともに、うるおいと歴史を感じる景観づくりを進めます。</p>

赤羽自然観察公園

赤羽自然観察公園は、陸上自衛隊十条駐屯地として使用されていた土地の一部に整備された公園です。自然回復とふれあいをテーマに整備され、湧水を活用した池やたんぼ、移築した古民家などがあり、豊かな植物や自然の生態系を学習する場として、区民に親しまれています。

赤羽自然観察公園の整備にあたっては、長期的な自然回復をはかり、やすらぎのある景観づくりを進めます。

荒川赤羽桜堤緑地

荒川赤羽桜堤緑地は、荒川と新河岸川の間にある土手につくられた歩道状の緑地です。S字状の歩道の両脇には約100本の桜が植えられ、堤防部分には約64,000株の芝桜による巨大フラワーアートもあり、川とみどりと花が調和した景観をつくり上げています。

荒川赤羽桜堤緑地の整備にあたっては、周辺や河川敷から見える景観に配慮しながら、花やみどりを活かした水辺の景観づくりを進めます。

中央公園

中央公園は、戦後、米軍の王子キャンプ(野戦病院)となっていましたが、米軍からの返還を機に公園として整備しました。桜の木をはじめ、さまざまな樹木や芝生広場などのみどりが豊かです。野球やテニスその他、サイクリングなどのスポーツを楽しむこともでき、多くの区民の憩いの場となっています。

中央公園の整備にあたっては、豊かなみどりの適切な維持・保全に努めるとともに、うるおいのある景観づくりを進めます。

第8章 景観まちづくりの推進

1. 推進体制

(1) 協働と連携の体制

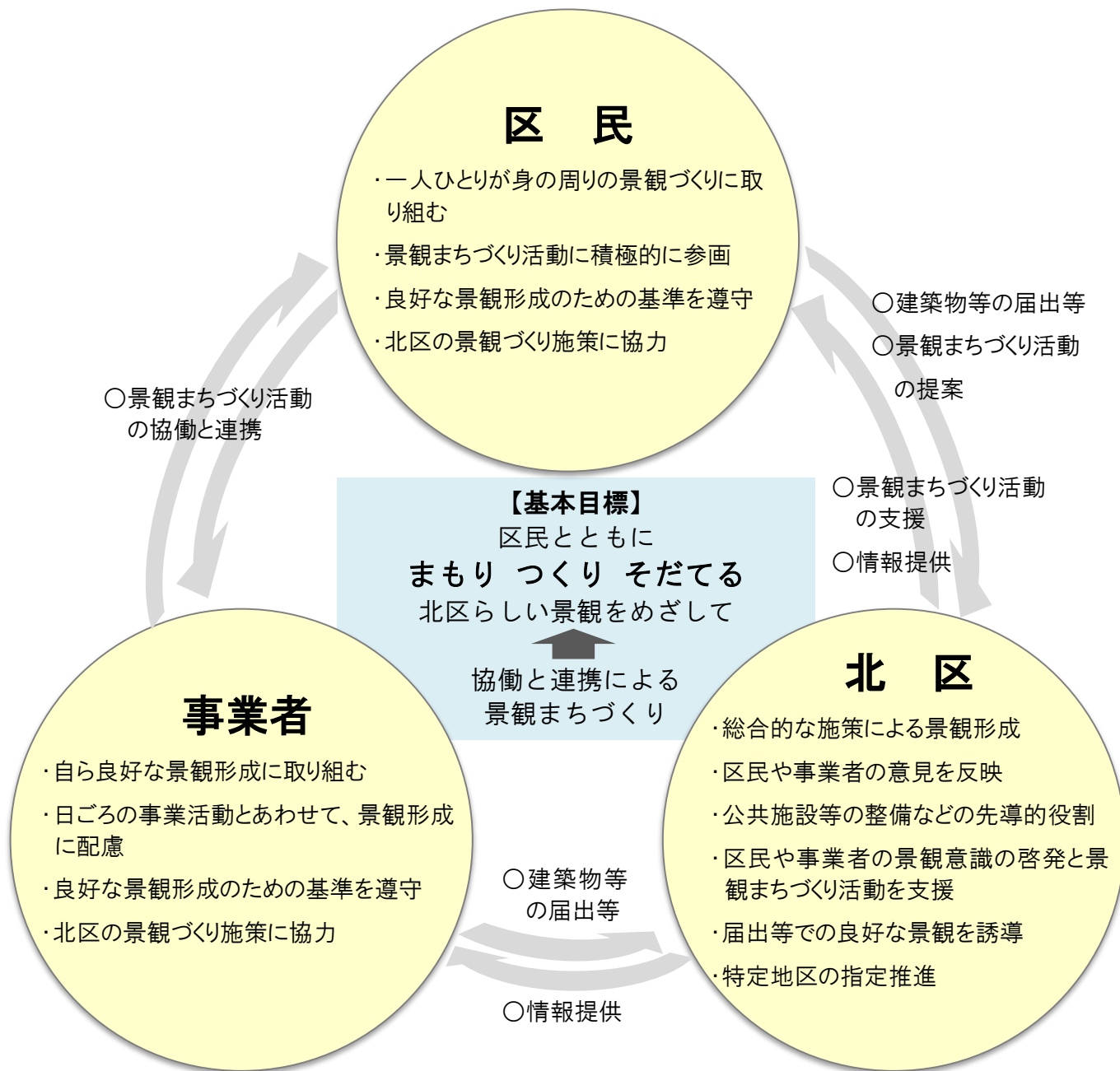
景観まちづくりは、一人ひとりが身の周りの景観に心を配り、より望ましい景観をつくるように取り組むことが重要となります。

このためには、区民・事業者・北区がそれぞれの役割を果たしながら、協働・連携して、良好な景観づくりに向けて、景観まちづくりを進めることが大切です。

区民・事業者・北区の役割

区 民	<ul style="list-style-type: none">・ 景観まちづくりへの理解を深めるとともに、一人ひとりが身の周りの景観づくりに取り組みます。・ 事業者や北区と協働・連携しながら、景観まちづくり活動に積極的に参画します。・ 建築行為等を行う際には、届出や事前協議、事前相談により、良好な景観形成のための景観形成基準を遵守します。・ 北区が実施する景観づくりに関する施策に協力します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">・ 景観まちづくりへの理解を深めるとともに、自ら良好な景観形成に取り組めます。・ 日ごろの事業活動とあわせて、景観の改善や良好な景観の創出に配慮します。・ 土地の利用等の事業活動に関して、届出や事前協議、事前相談により、良好な景観形成のための景観形成基準を遵守します。・ 北区が実施する景観づくりに関する施策に協力します。
北 区	<ul style="list-style-type: none">・ 区民や事業者、国や東京都、周辺自治体と協働・連携しながら、総合的な施策を通じて、区内の景観形成に取り組めます。・ 景観づくりの推進にあたっては、区民や事業者の意見を十分に反映するように努めます。・ 公共施設等の整備などにおいては、積極的な景観整備を行うことにより、先導的な役割を果たします。・ 景観づくりに関する情報提供を積極的に行い、区民や事業者の景観意識の啓発及び景観まちづくり活動を支援します。・ 届出対象行為に対して、届出や事前協議、事前相談により、良好な景観形成を誘導します。・ 景観形成重点地区や景観形成方針地区への指定を推進する取り組みを行います。

協働と連携の体制図



(2) 北区の推進体制

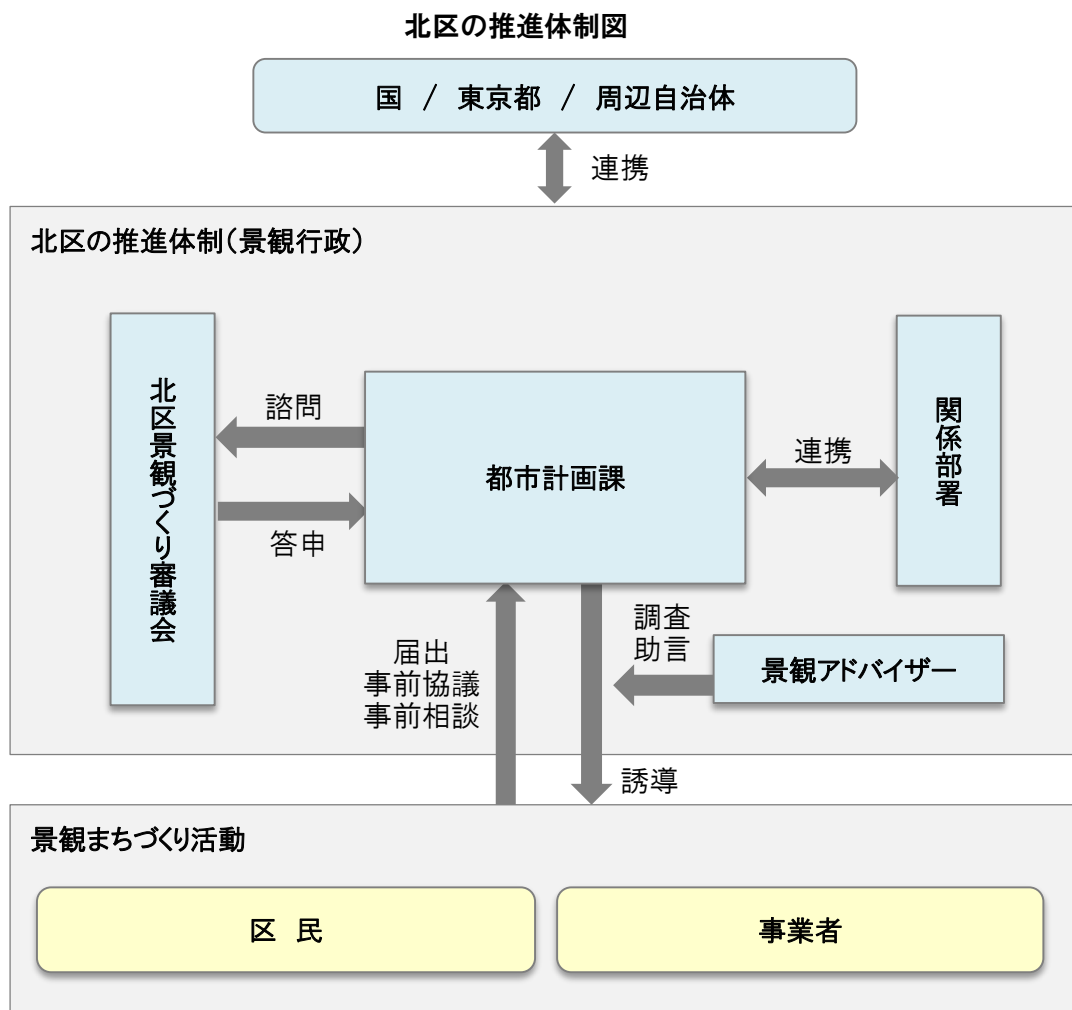
北区では、都市計画課が中心となり、北区景観づくり計画に基づく景観行政を進め、届出、事前協議、事前相談における届出等により、良好な景観づくりを誘導します。

また、区民、学識経験者、区議会の議員、関係する行政機関の職員等により構成された景観づくり審議会を設置し、景観行政に関する事項や北区景観づくり計画の見直し等について調査・審議します。

北区ではこれまで、良好な景観形成を誘導するためには建築行為等に対する届出制度等の協議において、専門的な経験や知見が必要であることから、景観アドバイザー制度を創設し、一定規模以上の届出に対しての相談、助言を行ってきました。

今後も、この制度を運用し、景観アドバイザーによる専門的な観点からの届出等における調査、助言を行うとともに、公共施設等の整備に係る助言、技術的支援を行います。

上記の景観行政の遂行にあたり、北区では国や東京都、周辺自治体と連携しながら広域的な視点を持った景観まちづくりを進めます。



2. 推進方策

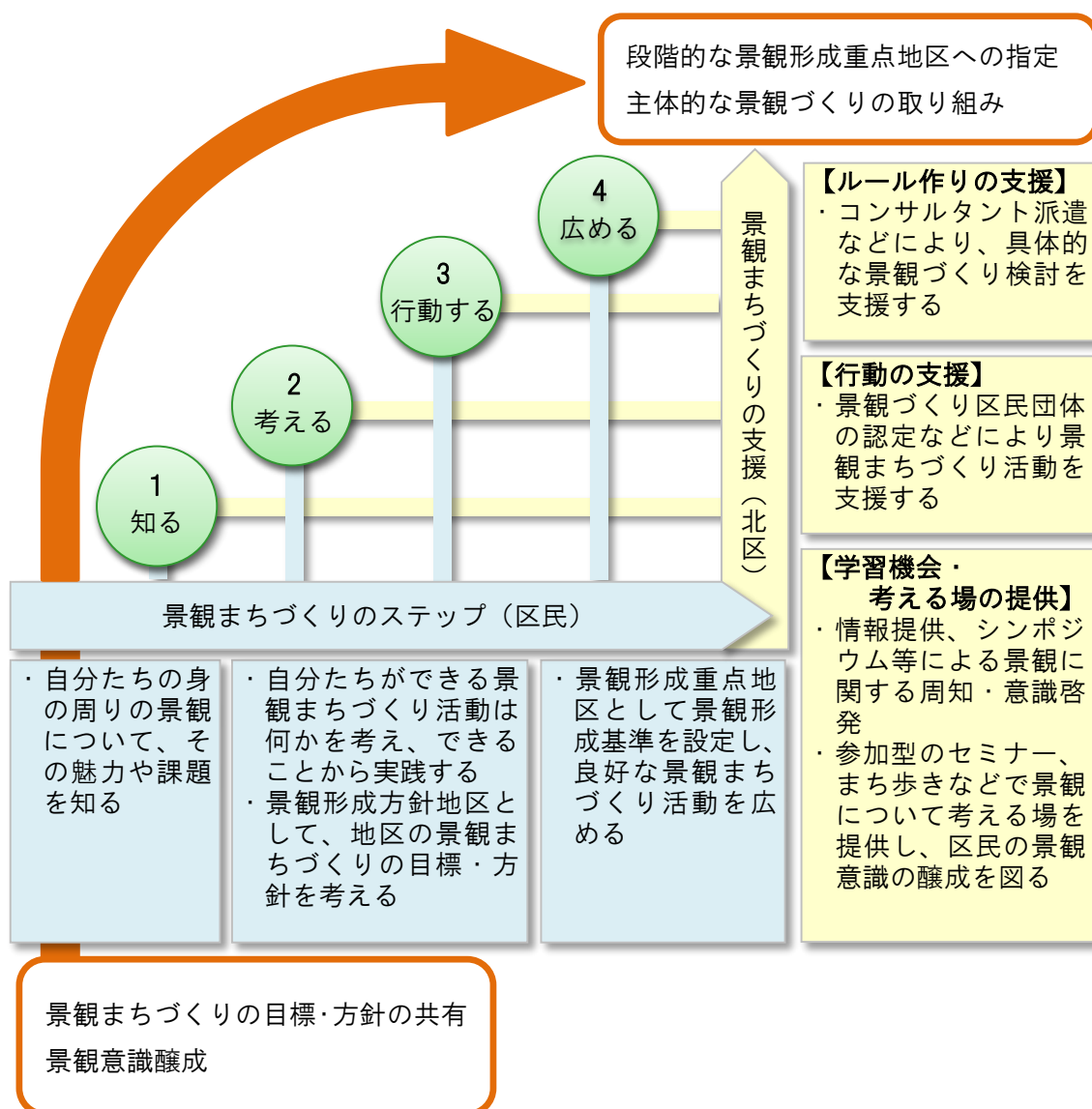
(1) 特定地区の指定推進

良好な景観づくりに重要な地区、重点的に景観を整備すべき地区については、区民の皆様との話し合いを進めながら、特定地区の指定推進に向けた検討を進めます。

なお、特定地区の指定については、原則として景観形成方針地区から景観形成重点地区への段階的な移行を進めます。

検討にあたっては、区民参加によるまち歩き、ワークショップ、講演会などにより景観意識の醸成を図るとともに、区民や事業者、北区や専門家との協働・参画により、具体的な検討を進めるための支援を行っていきます。

段階的な特定地区の指定と推進方策



(2) 景観まちづくり活動の支援

区民や事業者の自主的な取り組みによる景観づくりを促進するため、身近にあるそれぞれの地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、情報の提供や相談体制の充実に努めるとともに、景観まちづくりの活動支援を進めます。

① 自主的な景観づくりの普及啓発

1) 新景観百選の選定

北区では、区民が愛着を持ち大切にしている北区の景観資源について、区民投票を行い、平成10年3月に「北区景観百選」として選定して、ガイドブックを発行しました。

景観法に基づく新たな景観行政を進めるに際して、新たな景観まちづくりへの理解と協力を得ることと、区民の皆様の景観づくりへの機運を醸成することを目的として、改めて、良好な景観づくりに重要な景観資源を「新北区景観百選」として選定いたします。

2) 優良景観形成の表彰

北区では、区民の皆様が愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じる都市景観を創造し、育成、保全し、豊かな都市文化と美しいふるさとを作ることを目的として「北区景観賞」を平成14年に創設しています。

今後も、良好な景観形成に寄与している建築物その他の物件の所有者、設計者、施工者などの新たな景観づくりの取り組みに対して、一定の判断基準に基づき審査し、「北区景観賞」を授与することにより、景観づくりの取り組みによる成果を広く周知するとともに、景観に対する理解度を向上させ、景観づくりへの機運を醸成していきます。

3) その他の取り組み

良好な景観形成を図るためには、区民が自主的に身近な景観づくりを進める必要があり、身近な景観づくりに必要な情報を提供する必要があります。

このため、自主的な景観づくりを実践するための景観づくりガイドラインにより景観の取り組みを具体的に示すとともに、景観シンポジウム、セミナー、まち歩きなどを通じて、自主的な景観づくりの必要性などを周知いたします。

また、自主的な景観まちづくりについての助言や技術的支援を行うため、専門のコンサルタント派遣制度の活用も検討します。

② 景観まちづくり活動の支援

1) 景観づくり区民団体の認定

良好な景観づくりを目的とした活動を行っている区民団体を「景観づくり区民団体」として認定します。

「景観づくり区民団体」として認定された団体に対して、良好な景観形成を進めるための情報提供や専門のコンサルタントを派遣するなどの技術的な支援を提供します。

2) 景観づくり協定の認定

良好な景観づくりに関する一定範囲内の区民において、地域の良好な景観形成を図るため、土地所有者等の合意により、景観形成に必要な事項について、自主的に締結した協定を「景観づくり協定」として認定します。

「景観づくり協定」は、土地所有者等の合意により、自主的な規制についての協定を区長が認定することにより、個人間の取り交わしだけでなく、公の約束として位置づけることができます。

(3) 既往の取り組みとの連携

既に北区において取り組んでいる各種のまちづくり施策と連携して、景観まちづくりを推進します。

道路や公園等の基盤整備にあわせた周辺地区の景観誘導や、地区計画制度を活用した景観まちづくりに関するルールづくり等を進めていきます。

また、密集住宅市街地整備などのまちづくり事業では、それぞれの事業目的に向けて、北区と地区住民との協働によりまちづくりを推進しますが、良好な景観づくりについても、地区住民の皆様と共有しながら進めることとします。

なお、北区のさまざまな景観を観光資源として、その魅力を活かす観光振興とも連携を進めていきます。

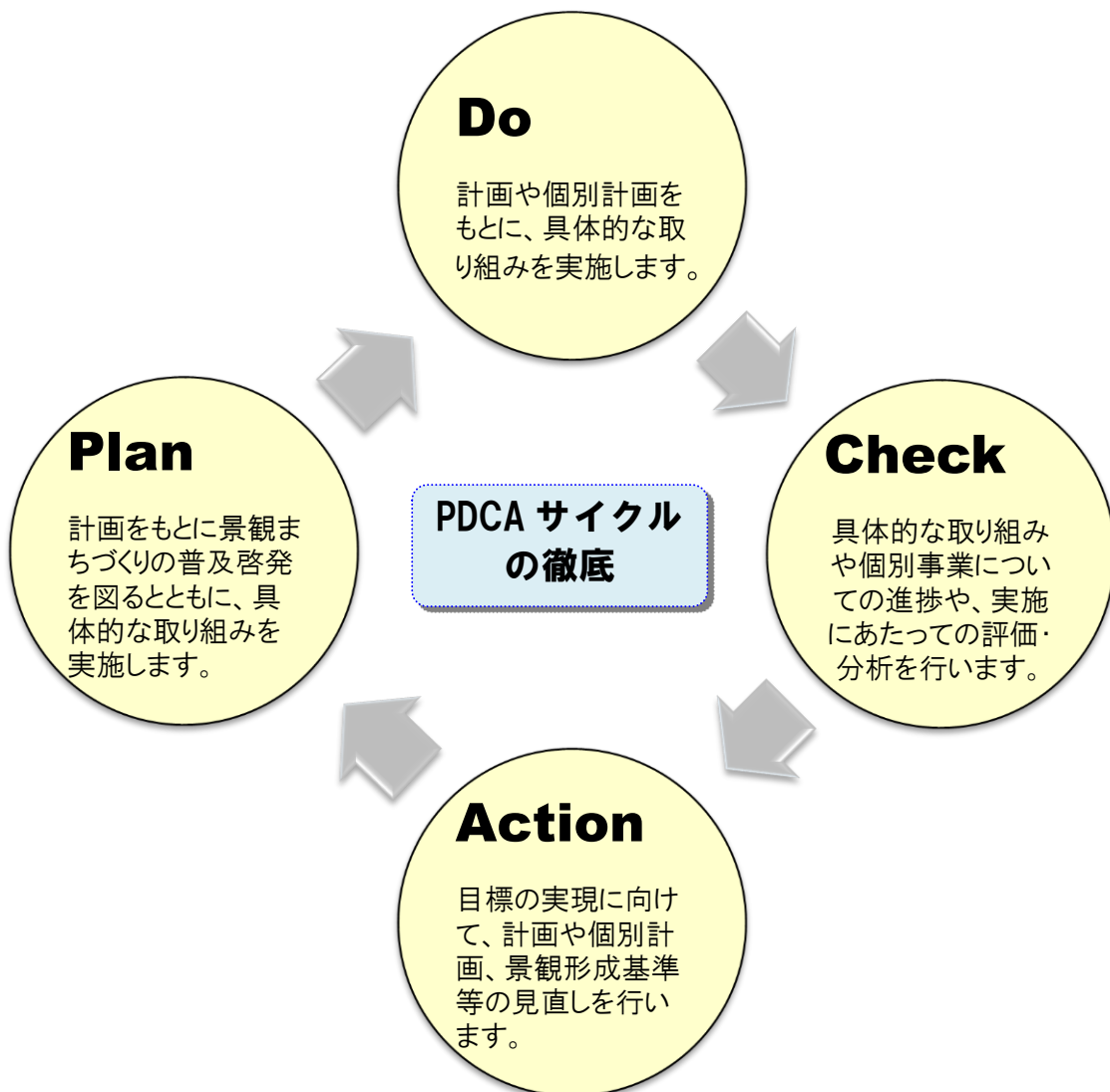
(4) 景観計画の進行管理と見直し

景観計画の進捗状況や景観計画に基づく景観づくりの状況を分析するため、PDCAサイクル*を徹底し、景観づくりの課題とその要因を分析します。

地域の景観づくりの取り組み状況や地域の景観づくりに対するニーズの高まり、社会情勢の変化等に応じて、景観計画の内容を検討し、上位計画の改定に合わせて、景観計画の見直し作業を進めます。

景観計画の見直しにあたって、それぞれの項目に対しての評価・分析を行い、区民や事業者などの意見を踏まえ、景観づくり審議会の審議を経て行います。

PDCAサイクルの考え方



用語集

用語	解説
あ行	
意匠	デザインのこと、特に建築については形状や外観などを意味することが多い。
うるおいのネットワーク	まちにうるおいを与え、多様な生物の生息空間を保全・創出するために、河川、公園、緑地などをネットワーク化した、区内の南北・東西双方向に連続する水とみどりの空間。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建築物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建築物間の空地などを指す。
屋外広告物条例	屋外広告物法に基づき屋外広告物の規制等を定めた条例。北区では良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的とした東京都屋外広告物条例によって屋外広告物の表示や掲出の許可を行っている。
か行	
崖線	台地と低地の境界に連なる崖地の連続のこと。北区では武蔵野台地東端の崖線が区内を縦断しており特徴的な地形を作り出している。
景観づくりガイドライン	景観誘導を行うにあたっての指針のこと。
カミソリ堤防	河川沿いに高潮対策などのために整備されたコンクリートの高く直立した堤防の通称。河川の見えが阻害され、親水性の低さが問題視されている。
環境施設帯	車道に接続して設けられる帯状の道路の部分を行い、植樹帯、遮音施設、路肩、歩道、自転車道、自転車歩行者道、副道及びのり等の組み合わせで構成されるもの。
北区基本構想	地方自治法に基づいて作成される北区の最上位計画で、区民と北区がともに達成すべき北区の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示したもの。
景観アドバイザー	景観に関する実務経験や知見を持ち、景観づくりに関する助言を行う専門家のこと。

用語	解説
景観行政団体	景観計画の策定や景観計画に基づく規制など、景観法に基づく景観行政を行う地方公共団体。都道府県、政令市、中核市のほか、都道府県知事と協議しその同意を得た区市町村を指す。
景観形成基準	良好な景観づくりの実現ために設けた建築などに関するルールのこと。本計画では景観法第 8 条に定められる良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を指す。
景観整備機構	景観行政団体の長は、特定非営利活動法人などを申請により景観整備機構として指定することができる。景観整備機構は、良好な景観づくり事業に関する援助、調査研究、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設に関する管理・事業、景観づくり活動を行う者への有識者派遣、景観に関する調査研究などの業務を行うことができる。
景観法	良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び住民、事業者、行政の責務等を規定した景観形成のための規制などについて定めている。平成 16 年に制定された。
建築物の附帯施設	建築物に附帯する物置やエアコンの室外機などを指す。
公共施設等	本計画においては、道路、河川、公園その他の公共施設と、学校（公立）、庁舎その他の公共建築物などをまとめた総称。
コミュニティ道路	住宅地等において、自動車の速度の抑制等を行うために、道路の蛇行や狭さく、ハンプ等の手法を用い、歩行者などが安全かつ快適に歩行ができるように整備された道路。
さ行	
彩度	色の鮮やかさを 0 から 14 程度までの数値で表したものの。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 となる。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 14 程度である。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは 14 程度、青緑や青などは 8 程度である。
色相	いろあいを表したものの。10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP）とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記する。10RP は 0R、10R は 0YR と同意である。
スカイライン	建物や山などの、空を背景とした輪郭線。

た行

地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。
眺望景観	ある眺望点から広い範囲を眺望して得られる景観。一般的に遠景・中景・近景などから構成される。
眺望点	人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。
都市計画マスタープラン	平成4年の都市計画法改正により、各区市町村ごとに策定することとなった都市計画に関する総合的かつ長期的なまちづくり分野の基本計画。基本構想や東京都の広域的な計画を上位計画として策定するもの。個別のまちづくり計画は都市計画マスタープランをよりどころとして策定している。
土地区画整理事業	市街地再開発事業の一つ。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。

な行

法面	切土や盛土により作られる人工斜面のこと。道路建設や宅地造成などに伴う、地山の掘削、盛土などにより形成される。
----	--

は行

PDCA サイクル	計画（Plan）、実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）の流れにより計画などの改善、実施体制の見直しなどを行うこと。製造業や計画のマネジメントなどで採用されている。
ファサード	建物の外観のこと。一般的には正面の外観を指す。
プロムナード	樹木やアート等の設置により歩行者が歩いて楽しめる工夫のされている川沿いや公園等に設けられた散策道のこと。
ポケットパーク	わずかなスペースを利用して、都市環境を改善しようとする公園。都市部の中高層市街地の一角や密集した住宅市街地の中に設けられた小公園を指す。

ま行

マンセル値	アメリカの画家、美術教育家の A.H.マンセルが考案した表色系により表される色彩の値。色の三属性である色相、明度、彩度をもとに、それぞれ番号や記号で分類された色票を使い、物体の色と色票とを見比べて色を表現するのが特徴。日本では「三属性による色の表示方法」として JIS(JISZ8721)でマンセル表色系が採用されている。
武蔵野台地	関東平野西部の荒川と多摩川に挟まれた地域に広がる台地。その範囲は東京都区部の西半分と北多摩地域および西多摩地域の一部、そして埼玉県南部の所沢市や狭山市などの地域を含む。北区は武蔵野台地の東端に位置する。
無電柱化	電柱をなくすこと。手法としては、電線共同溝などによる「電線類の地中化」、無電柱化したい道路にある電線類を裏道に配線して、結果的にその道路から電柱を無くす「裏配線」や電線を沿道家屋の軒下や軒先を橋渡しのイメージで配線する「軒下配線」などがある。
明度	色の明るさを 0 から 10 までの数値で表したものの。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。実際には最も明るい白で明度 9.5 程度、最も暗い黒で明度 1.0 程度。

や行

用途地域	都市計画法に基づき、地域ごとの特性に応じた建築制限を行うための地域、地区または街区のうち、最も基本的な地域制。全部で 12 地域ある。
------	---

ら行

ランドマーク	ある地域を特徴づける象徴的な対象物のこと。建築物や樹木、山などを指すことが多い。
緑被率	ある区域の中で緑被面積の占める割合。平面的なみどりの量を把握するための指標。

北区景観づくり計画

刊行物登録番号



平成27年●月発行

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課

〒114-8508

東京都北区王子本町一丁目15番22号

